

福島相双復興官民合同チームの設置 及び自立支援活動の実施について（案）

平成 27 年 8 月 24 日
福島相双復興官民協議会

1. 背景・目的

- 本年 6 月 12 日に閣議決定された、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂において、今後 2 年間にわたり、被災事業者の自立へ向けた支援策を集中的に展開していく方針が示され、その実施主体として、国・県・民間からなる福島相双復興官民合同チームを創設することとされた。
- これを踏まえ、福島相双復興官民協議会の構成員である国（原子力災害対策本部）、福島県、民間（一般社団法人福島相双復興準備機構）の 3 者は、「福島相双復興官民合同チーム」を創設し、避難指示等の対象である 12 市町村の一次産業を含む事業者等を対象とした自立支援策に、官民の総力を挙げて取り組む体制を構築する。なお、独立行政法人中小企業基盤整備機構も本チームの自立支援活動に参画する。

2. 活動内容

- まずは、避難指示等の対象である 12 市町村の事業者の方々を個別に訪問する等により、事業再開等に関する要望や意向を把握する。
- その上で、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援など、専門家を活用した、訪問・相談型の支援を実施する。
- また、地域農業の再生に向け、市町村における農業者の意向の把握や地域農業の将来像の策定及びその実現に向けた取組の支援を行う。
- 加えて、活動の中で蓄えられた知見を効果的に活用していけるよう、年内に本チームの取組状況を点検し、年末に政府が実施する自立支援に向けた官民の取組状況の再点検、及び支援体制のあり方や自立支援施策の拡充についての検討につなげる。

3. 今後のスケジュール

- | | |
|----|---|
| 本日 | 福島相双復興官民合同チームを設置
順次、事業者の方々への個別訪問等を実施 |
| 年内 | 福島相双復興官民合同チームに係る取組状況の点検 |

(参考)「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(関係部分抜粋)
(平成27年6月12日閣議決定)

3. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

住民の方々が帰還して故郷での生活を再開するためには、また、外部から新たな住民を呼び込むためには、働く場所、買い物する場所、医療・介護施設、行政サービス機能といった、まちとして備えるべき機能が整備されている必要がある。しかしながら、こうした機能を担っていた事業者の多くは、住民の避難に伴う顧客の減少、長期にわたる事業休止に伴う取引先や従業員の喪失、風評被害による売上減少といった苦難に直面している。こうした状況を克服するためには、生活、産業、行政の三位一体となった政策を進めていく必要がある。

このため、事業の再建、住民の方々の働く場所や生計を立てる手段を確保するための生業の再建、帰還後の生活の再構築に向けて、避難指示解除の更なる進展が見込まれ、住民の方々の帰還に向けた環境整備の必要性が強まる平成27年度・28年度の2年間において、特に、集中的に自立支援施策を展開する。これにより、事業・生業の再建、事業者等の自立等を可能とし、原子力災害により生じている損害の解消を図る。

(1) 自立支援策を実施する新たな主体の創設

被災された方々の置かれている状況に寄り添った支援を実施し、事業・生業の再建を可能とするため、国・県・民間が一体となって人員や資金等を手当てし、自立支援策の実施主体となる官民の合同チームを創設し、具体的な取組に早期に着手する。このため、国が現地体制の拡充・強化を行うとともに、民間企業は自立支援のため福島に新たに新組織を立ち上げ、官民の総力を挙げて取り組む。

具体的な取組としては、まずは、一次産業を含む事業者等の方々に対して、今後の事業の方向性などの意向について個別に訪問し話を伺う等の取組とともに、事業再建計画の策定支援、事業再開に向けた支援策の紹介、補助金申請書類作成を始めとする実務支援などを実施する。また、これらの業務を効果的・専門的に遂行するため、弁護士や税理士等の専門家とも一体となった支援体制を構築する。関係省庁は官民の合同チームと連携し、生活、産業、行政の三位一体の支援を充実していく。

(2) 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実

①～③ (略)

④ 農林水産業再生のための支援策

(略)

さらに、将来展望を持って、地域の農業が再生できるよう、市町村における農業者の意向の把握や地域農業の将来像の策定を支援するとともに、地域の実情を踏まえながら、その実現に向けて必要な支援に取り組む。

(略)